

契約書

本契約書は雛形であり、最終的な内容につきましては、落札者様との間で協議し決定致します。但し、本契約書の趣旨を逸脱する程度の重大な変更はなく、概ね現在の内容に沿う形で締結致したいと考えております。あらかじめご了承ください。

特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン（以下、「甲」）と●●●（以下、「乙」）は、甲が実施する東日本大震災被災者支援「岩手県大船渡市における住宅用ソーラー設置事業」（以下、「本支援事業」）につき、以下の条項により、戸別住宅への太陽光発電システム導入に係る設置費補助に関する契約を締結する。

（事業目的）

第1条 本支援事業は、太陽光パネルを設置し、電気代の節約と余剰電力の売却を通じて、東日本大震災によって被災した、生活基盤の弱い障がい者世帯（以下、「受益世帯」）の生活再建を長期的に支援することを目的とする。

2 乙は、甲の活動理念及び前項の目的を理解し、信義に従い誠実にその責務を全うしなければならない。

（乙の責任範囲）

第2条 乙は、次の住所の家屋において太陽光発電システムを設置する。（ ）内は、設置するモジュールの最大出力規模である。

- (1) 岩手県大船渡市 ●●町●● (●●kW)
- (2) 岩手県大船渡市 ●●町●● (●●kW)
- (3) 岩手県大船渡市 ●●町●● (●●kW)
- (4) 岩手県大船渡市 ●●町●● (●●kW)
- (5) 岩手県大船渡市 ●●町●● (●●kW)
- (6) 岩手県大船渡市 ●●町●● (●●kW)
- (7) 岩手県大船渡市 ●●町●● (●●kW)
- (8) 岩手県大船渡市 ●●町●● (●●kW)
- (9) 岩手県大船渡市 ●●町●● (●●kW)
- (10) 岩手県大船渡市 ●●町●● (●●kW)
- (11) 岩手県大船渡市 ●●町●● (●●kW)
- (12) 岩手県大船渡市 ●●町●● (●●kW)
- (13) 岩手県大船渡市 ●●町●● (●●kW)

重度の障がい者を抱える世帯への支援という活動の性格上、左記住所など各世帯に関する具体的な情報は、落札者様のみ公開致します。あらかじめご了承ください。

2 前項の設置は、平成25年5月31日までに完了しなければならない。但し、当該期限までに設置が完了しない理由が乙側の事情に因らない場合はこの限りではない。

3 乙は、国及び県が実施する太陽光発電の設置に係る補助金制度への受益世帯による申込みが適切に行われるため、代金の請求・支払手続を含む必要な協力を行う。協力内容の詳細については、着工前に甲と協議して決定するものとする。

今回、多くの場合、補助金分の代金（10～15万円程度）については受益世帯が落札者様に直接支払い、残りの代金をハビタットが支払う形になります。したがって、「代金の請求・支払手続」について落札者様には、受益世帯とハビタットに対して、必要事項を記載の上、別々の請求書・領収書を作成していただくことを想定しています。

(甲の責任範囲)

第3条 甲は、全ての設置が適切かつ第2条第2項の期限内に完了したことを確認した後、乙の請求に基づき代金を支払う。

(支払)

第4条 乙による支払は、甲が指定する銀行口座に行うものとする。

2 前項の支払に係る銀行手数料は、乙が負担するものとする。

(取得情報の秘匿)

第5条 乙は、本契約の履行の過程で取得した受益世帯に関する個人情報を、いかなる正当な理由もなく他人に開示してはならない。

(連絡・協議)

第6条 甲乙は、本契約及び本契約に基づく活動との関連において、疑義又は変更の必要が生じた時は、速やかに相連絡又は協議しなければならない。

2 甲乙は、この契約書に定めがない事項及びこの契約書の条項の解釈につき疑義が生じた時は、民法その他の法令、慣行に従い、誠意をもって両者協議の上解決するものとする。

(合意管轄)

第7条 本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を唯一の第一審管轄裁判所とする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙両記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 25 年●月●日

(甲) 住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-13-11 CHARI 千駄ヶ谷 401
氏名 特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン
代表 理事長 鍛冶 智也

(乙) 住所 ●●●●●●●●●●
氏名 ●●●●

署名

印